

別表 植物等の指定港外検査場所の指定基準

項目	基準
指定港外検査場所の位置	植物防疫法施行規則第6条第1号に掲げる港又は同条第2号に掲げる飛行場（以下「港又は飛行場」という。）の外にあること。
指定港外検査場所管理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。
指定港外検査場所までの運搬方法	指定港外検査場所までの運搬中に密閉性の保持（※）及び封印を実施できること。
運搬機器	荷こぼれ等を生じずに運搬及び搬入できる機器及び手段を具備していること。
指定港外検査場所の構造・装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面は透水性のないコンクリート等で固められた構造であること。 2 土、植物残さ及び検疫有害動植物が分散しない構造を有していること。 3 検査時に必要な明るさを確保できること。 4 植物等の検査に必要な用具及び手段を具備していること。 5 安全に検査が実施できる場所であること。
消毒を命じた場合の措置・運搬	検査の結果、消毒を命じた場合、申請者又は指定港外検査場所管理責任者は、植物防疫官の指示に従い、当該指定港外検査場所での消毒又は港若しくは飛行場内の植物防疫官が指定した場所への運搬及び当該場所での消毒等を実施できること。

※ 「密閉性の保持」とは、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の別表1に掲げる基準に適合する密閉型輸送機器に積載されること又はビニールシート等で厳重に被うことにより、密閉性が保たれていることをいう。